

日医発第 409 号（医経）

令和 4 年 5 月 24 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松 本 吉 郎

（公印省略）

中小企業庁「事業復活支援金」の申請期限延長について（情報提供）

「事業復活支援金」につきましては、令和 4 年 1 月 26 日付文書（税経 83 号）にてお知らせをしているところです。

今般、中小企業庁より、本支援金の申請期限が令和 4 年 6 月 17 日まで延長となる旨が発表されましたので情報提供申し上げます（延長前の申請期限は 5 月 31 日）。

ただし申請に必要な「申請 ID の発行」は5 月 31 日（火）までとなりますので、ご注意ください。また、申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は 6 月 14 日（火）までとなります。

詳細は、下記の経済産業省、及び事業復活支援金事務局 Web サイトでご確認ください。

貴会におかれましては、本件についてご了知いただきますよう、お願い申し上げます。

本件に係る問い合わせ先は下記の通りです。

○事業復活支援金事務局 相談窓口

電話番号：0120-789-140

IP 電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

8 時 30 分～19 時 00 分（土日、祝日含む全日対応）

【添付資料】

- ・リーフレット「申請期限を 2022 年 6 月 17 日（金）まで延長しました」
- ・事業復活支援金リーフレット

※事業復活支援金に関する申請要領等の資料は、下記サイトに掲載されています。

上記添付資料の最新版もこちらに掲載されますのでご参照ください。

(経済産業省「事業復活支援金」Web サイト)

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html

(事業復活支援金事務局ホームページ)

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期限 を **2022年6月17日(金)** まで延長しました。

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれては、**お早め**に必要書類を準備して、登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

1 **5月31日(火)** までに、必ず **アカウント発行** を行ってください。
(5月31日(火)までにアカウントを発行しないと、申請することができません。)

1 事業復活支援金ホームページへ。



事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>事業復活支援金
ホームページ

2 トップページ **STEP1** にある **仮登録(申請ID発番)する** をクリックし、アカウントを発行。

2 **6月14日(火)** までに、申請前に必要な
「登録確認機関による事前確認」 を受けてください。

※登録確認機関による事前確認は、**事前予約**が必要です。

※事前確認に必要な書類は、事業復活支援金ホームページでご確認ください。

※お近くの登録確認機関は、事業復活支援金ホームページで検索するか、相談窓口までお問い合わせください。

登録確認機関を
検索

相談窓口

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

 **0120-789-140**IP電話
専用回線**03-6834-7593**

受付時間

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～6月17日(金)※

※申請期限を6月17日(金)まで延長しております。「申請IDの発行」は5月31日(火)までとなりますので、ご注意ください。また、申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は6月14日(火)までとなります。

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

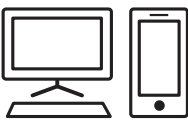
IP電話
専用回線

03-6834-7593

受付時間

8:30-19:00
(土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金

検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です！

